

佐野市建設工事における技術者配置基準

令和7年2月改定

佐野市で発注する建設工事について、技術者配置に関する基準は次のとおりとします。
当該基準を遵守のうえ、適正な施工を行っていただきますようお願いします。

1 基本原則

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、専門技術者及び現場代理人の配置については、建設業法をはじめその他関連法令等に基づいて行ってください。

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐について

ア. 建設工事を施工する場合は、必ず主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置しなければなりません。また、配置する技術者は原則1名とします。

イ. 契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる建設工事の場合、その工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。ただし、主任技術者については、連続性が認められる工事、又は施工に調整を要する工事、近接した場所において施工する場合は、専任が必要な工事を含めて原則2箇所まで配置ができません。（建設業法第26条第3項本文及び同法施行令第27条第1項及び第2項）また、監理技術者については、国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル」における要件を満たす場合には、兼任を認めることとします。

ウ. 下請金額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる建設工事の場合、必ず監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第2項及び同法施行令第2条）

エ. 監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事において、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、監理技術者は複数の工事現場の監理技術者を兼務できるものとします。（建設業法26条第3項ただし書）なお、兼務できる工事現場は2か所までとします。

オ. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

※ 直接的かつ恒常的な雇用関係とは、自社の常勤社員（派遣社員、在籍出向者、1つの工事の期間のみの短期雇用等は不可）とします。また、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐においては、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

カ. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、現場代理人を兼任することができません。

※ 現場代理人を兼任する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、他の工事の現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐にはなれません。

ただし、次のすべての要件を満たす場合に、現場代理人の兼任を認めることとします。

- ・兼任する工事が佐野市の発注であること。
- ・兼任は2か所までとし、いずれも請負額4,500万円未満の工事であること。

(2) 専門技術者について

ア. 建設業者は、一式工事において専門工事も含まれている場合（例えば、住宅の建築工事の中の内装仕上工事、電気工事、管工事など）で、自社の許可業種以外の工事を下請させずに自社施工する場合、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を「専門技術者」として配置しなければなりません。

※ 専門技術者と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は兼任することができます。

(3) 現場代理人

ア. 現場代理人は、資格保有者である必要はありません。

イ. 現場代理人は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

※ 直接的かつ恒常的な雇用関係とは、自社の常勤社員（派遣社員、在籍出向者、1つの工事の期間のみの短期雇用等は不可）とします。

ウ. 工事現場ごとに専任配置（現場常駐）しなければなりません。

※ 現場代理人の常駐義務の緩和について次のとおり取り扱うこととします。

① 工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととします。

- ・工事の全部の施工を一時中止している期間
- ・契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- ・工場製作のみが行われている期間
- ・工事現場で作業が行われていない期間

② 他の工事と兼任を認める措置

次のすべての要件を満たす場合に、現場代理人の兼任を認めることとします。

- ・兼任する工事が佐野市の発注であること。
- ・兼任は2か所までとし、いずれも請負額4,500万円未満であること。
- ・現場代理人を兼任しても現場の運営、取締り等に支障がないと認められる工事であること。

③ 兼任する場合の主な条件

- ・必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
- ・監督員及び常駐していない工事現場と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- ・監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう対応がとれるようにしておくこと。

④ 兼任する場合の手続き

現場代理人を兼任する場合、請負業者は、「現場代理人兼任届」（様式第4号の3）を2部作成し、契約締結時に契約検査課へ提出して下さい。

また、現場代理人兼任届を提出した後に、現場代理人を変更し、変更後の現場代理人に兼任がある場合は、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」の提出に併せて、「現場代理人兼任届（変更）」を2部作成し、契約検査課へ提出して下さい。

ただし、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更（契約金額、契約期間等の変更）が生じた場合については、同届（変更）の提出は必要ありません。

※なお、兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

2 原則禁止とする技術者配置の形態

次に掲げる形態の技術者配置は原則禁止とします。

（1）経營業務の管理責任者を、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、現場代理人として工事現場に配置すること。

ただし、これらの者の配置を認めなければ、工事の施工に支障をきたす場合に限り、次の条件で配置を認めることとします。

ア．会社所在地と工事現場が近接していること。（近接とは、佐野市内の工事現場をいう。）

イ．専任を必要としない契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事の主任技術者としての配置であること。（監理技術者補佐としての配置は、いかなる場合でも不可とします。）

※契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事は現場代理人との兼務ができます。

ウ．専任を必要とする契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事の主任技術者又は監理技術者としての配置で、国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル」に定める要件を満たしていること。

※契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事は現場代理人との兼務はできません。

（2）営業所に置く専任技術者を、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、現場代理人として工事現場に配置すること。営業所に置く専任技術者は、一般建設業では、建設業法第7条第2号に規定する資格・経験を持つ技術者が、特定建設業では、法第15条第2号に規定する資格・経験を持つ技術者が営業所に常勤し、専らその職務に従事していることが必要です。したがって、営業所に置く専任技術者が工事現場における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、現場代理人になることはできません。

ただし、これらの者の配置を認めなければ、工事の施工に支障をきたす場合に限り、次の条件で配置を認めることとします。

- ア. 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ. 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（近接とは、佐野市内の工事現場をいう。）
- ウ. 専任を必要としない契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事の主任技術者としての配置であること。（監理技術者補佐としての配置は、いかなる場合でも不可とします。）

※契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事は現場代理人との兼務ができます。

- エ. 専任を必要とする契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事の主任技術者又は監理技術者としての配置で、国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル」に定める要件を満たしていること。

※契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事は現場代理人との兼務はできません。

※ここで言う「営業所」とは、従たる営業所のみを指すのではなく、主たる営業所（本社や本店）を含む。

※兼務を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな主任技術者等の配置を求めることがあります。

3 技術者の施工途中における変更

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人は、その職務内容から、施工途中に変更することは望ましくありません。

変更にあたっては、変更理由等が限られますので注意してください。

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人の変更を認めることができるのは、次の場合に限られます。

- ア. 死亡したとき。
- イ. 傷病等により変更が必要であると認められるとき。
- ウ. 人事異動（やむを得ない事由によるものに限る。）、退職（会社側の都合によるものを除く。）したとき。
- エ. 約款に規定する措置請求があったとき。
- オ. 請負業者の責によらない理由による長期の工事中止のとき。
- カ. 請負業者の責によらない理由による大幅な工事内容の変更による工期延長のとき。

キ. 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移動するとき。

ク. ダム、トンネル等の大規模な工事で、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合

※ 専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、冠婚葬祭等でやむを得ず、しばらくの間、現場を離れる場合は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の代わりとなる「専門技術者」を配置すること。

4 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人の拘束期間

発注者から直接建設工事を請け負った業者については、基本的に契約工期をもって主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

ア. 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間

エ. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

※ なお、工場制作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。